

## 令和8年3月定例会 一般質問 上田井良二議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「公明新聞記事より」

○上田井良二 議長のお許しをいただきましたので、一般質問1人目として質問をさせていただきます。今回は、公明新聞を読んだ記事の内容から、これについて香芝がどうなるのか聞きたいなと思ったところでございます。

まず、1点目でございます、こども家庭庁調査についてでございます。

少し記事を読ませていただきますと「子どもや若者の声を自治体の政策に反映させるため、47都道府県と1111市区町村が実際に意見聴取を行ったことが、こども家庭庁の調査で分かった。2024年の実施状況を調べたもので、全国の自治体の6割を超えた。」というふうにも載っております。また、公明党は、以前より子育て応援トータルプランで「子どもの意見を継続的に聴くための仕組みづくりを進める」ということを掲げ、子供の意見を政策に反映する取組を力強くこれまでも推進してきたところでございます。

それで、1つ目の質問でございます。**こども家庭庁が子供や若者の声を政策に反映させることに関し、自治体に対して子供の意見を聞くことを目的とした調査を実施したとありましたが、香芝市にも調査の依頼等があったのでしょうか。これを壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。**

○子ども家庭部次長 失礼いたします。令和6年12月25日付で、こども家庭庁より調査の依頼はございました。

○上田井良二 ありがとうございます。こども家庭庁からあったということなんですが、それは**どのような目的で調査を依頼されたのか**教えていただけますか。

○子ども家庭部次長 **こども基本法第10条に基づく市町村こども計画の策定状況を調査する目的**でございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

では、この調査を受けて、子供からの意見をこども計画にどのように反映させたのか、そのあたりを教えていただけますか。

○子ども家庭部次長 お尋ねのとおり、調査の結果に基づきまして、子供の意見を反映させて香芝市こども計画の策定を進めました。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。こども計画の実施に当たって策定を進めたということなんですが、そのこども計画の策定の状況以外にどのような調査の項目があったのか

教えていただけますか。

○**子ども家庭部次長** こども計画に掲げる内容、子供や当該子供の養育をする者などの意見聴取の方法などございました。

以上です。

○**上田井良二** ありがとうございます。こども計画の策定には子供や若者等の意見を聞くことは絶対に必要なんでしょうか、そのあたりはどうお考えですか。

○**子ども家庭部次長** 香芝市こども計画の策定に当たりまして、こども基本法第11条に基づき、子供または子供を養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるため、子供や若者の意見を聞くことが必要であると判断いたしました。

以上です。

○**上田井良二** ありがとうございます。しっかりと意見を聞いて、よいものややっていくということだと思えるんですけども。

それでは、2つ目の中項目2番に行きたいと思います。

香芝市のこども計画についてなんですけれども、こども計画の策定に向け、子供や若者の皆さんの意見はどのような形で聞いたのでしょうか、それを教えてください。

○**子ども家庭部次長** 令和6年10月1日時点における年齢が15歳から39歳までの市民から無作為により2,000人を抽出し、令和6年11月18日から同月28日までの10日間においてアンケートを実施することにより意見を聞かせていただきました。

以上です。

○**上田井良二** ありがとうございます。アンケートを実施されたということなんですけども、そのこども計画の策定に向けて、15歳から39歳までの市民以外の人々の調査等は実施しなかったのでしょうか。

○**子ども家庭部次長** お尋ねの調査は、実施してございます。1つ目は、こども計画に包含しています第3期子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするために、令和5年度におきまして、未就学児及び就学児の保護者1,000人を無作為により抽出し、今後の教育、保育及び子育ての需要について調査を実施いたしました。2つ目は、令和6年度に第五次香芝市総合計画中期基本計画の策定に合わせ、将来を担う中学生のうち、市内公立中学生第2学年及び第3学年の生徒1,599人を対象に本市のことをどのように考えているか等の内容について調査を実施させていただきました。

以上です。

○**上田井良二** ありがとうございます。そうしましたら、その子供、若者の皆さんに実施した調査内容、それを教えていただけますか。

○**子ども家庭部次長** 暮らしや結婚、子育て、自分の思い等の32項目につきまして調査を実施いたしました。

以上です。

○**上田井良二** すいません、32項目についてされたということなんですけども、もう少し具体的

に幾つか質問内容と回答を伺ってもよろしいでしょうか。

○子ども家庭部次長 お答えさせていただきます。

これからも香芝市に住み続けたいですかの質問につきましては、どちらかといえば住み続けたいが全体の51%でした。このままずっと住み続けたいが27.5%、どちらかといえば市外へ転居したいが15.8%、市外へ転居したいが5.7%を占めていました。また、住み続けたい理由を教えてくださいとの質問につきましては、複数回答になりますが、治安がよいなど安心して住めるからが全体の55.2%、親、兄弟、姉妹などの家族がいるからが35.4%、生まれ育った町だからが34%、自然などの環境がよいからが27.1%、地域の人や友達と親しくしているからが21.5%、やりたい仕事があるからが3.1%、市政に満足しているからが1.7%、その他が35.4%の結果となりました。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。最後にありましたように市政に満足しているから1.7%、これが少ないか多いかは市長にまた判断していただけたらと思います。

それでは、もし子供、若者の意見を聞かなければどのような計画になっていたと考えられますか。

○子ども家庭部次長 お尋ねのように子供や若者の意見を聞くことをせずに計画を策定するとなりますと、こども基本法に定める趣旨に沿った計画にはなっていないものではないかと考えます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。いろんな形でアンケート等をしていただいて、その意見を集約してるというところもあるんですけども、画一的になってるかなってないか、本当にその意見が書かされてるという意見ではないことを祈るばかりなんですけれども、何かするたびにしっかりと意見を聞いていただく。私たちの時代ですと子供が多い時代でしたけれども、今は子供さんが少子・高齢化になってきてます。いろんな便利な部分も出てきます。そのあたりでどのような考えを持っておるのか、どのような悩みが、困り事があるのか、先ほども教育長にしっかりとご意見をいただきましたけれども、そのあたりをしっかりと把握する上でも、これからもこういう子供のご意見を聞くということを忘れずにやっていただきたいなというふうに思います。

では、3番目に、子供たちの意見聴取機会やその内容についてお伺いしたいと思います。

こども計画の策定以外に香芝市が独自に子供の意見を聞く機会はあるのでしょうか、教えてください。

○子ども家庭部次長 香芝市こども議会や香芝市少年の主張の作文の開催、または現在検討中である子どもの権利条例の立案段階が子供の意見を聞く機会の一つであると考えております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。子供の意見を聞く機会となった、令和7年7月にた

しか開催された香芝市こども議会の概要について少し教えていただけますか。

**○子ども家庭部次長** 令和7年7月に開催いたしました香芝市こども議会では、市内在住または在学の小学校4年生から中学校3年生までの児童及び生徒で、第5次香芝市総合計画の6つの政策、子育て・教育、健康・福祉、人権教育、産業・観光、安全・安心、自然・環境・都市基盤のうち、1人につき2つの政策について子供たちが意見し、提案がございました。公募を行ったところ、8名の応募がございました。

以上でございます。

**○上田井良二** ありがとうございます。

それでは、具体的にどのような意見があったのか教えてください。

**○子ども家庭部次長** すみません、先ほどの陀安次長の答弁と重複するところがございますが、お答えさせていただきます。

学校に関することとしては、体育館へのエアコンの設置やウォーターサーバーの設置、遊具の更新、修学旅行への補助などについてのご意見がございました。そのほかボール遊びやスケートボードができる公園の設置や路面標示の復旧、近鉄大阪五位堂駅前の魅力の発信等、様々な分野に関する意見や提言がございました。

以上です。

**○上田井良二** ありがとうございます。令和7年度に募集された、これもお聞きしました、香芝市少年の主張、この作文の概要についてもお伺いしたいと思います。

**○子ども家庭部次長** 市内小学校5年生から中学校3年生までの児童及び生徒に家族や学校、友人、地域社会との関わりの中で自分の将来のこと、市の将来のこと、その他の作文のテーマから市の将来のことに関することを作文のテーマとして書かれた作文について子供たちの意見として考えてございます。

以上です。

**○上田井良二** ありがとうございます。

最後に、何をもちこのこども基本法第11条に定める子供政策に係る子供の意見等を反映できるスキームになっているのか、このあたりを教えてください。

**○子ども家庭部次長** こども計画につきまして、当該計画の推進体制と進捗管理として、子供や若者に関連する計画や政策の立案をし、及び実施する際に必要に応じて当事者となる子供や若者に対してアンケート調査を実施するとともに、小学生や中学生の作文や子供の意見が反映できる会議等を開催できるように関係所管と調整を図るとこども計画に記載しており、子供の意見等を反映できるような仕組みづくりにしております。

以上でございます。

**○上田井良二** ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、しっかり子供の皆さんと若者のご意見、これから香芝市を支えていただく人材となり得る人たちでもあります。何に興味を示すのか、いろんなことを提示しながら、先ほども野口議員の中の質問にありましたけれども、幅広い経験をさせていただきながら何を自分はやっていくんだという一

つの最終的な目標にたどり着けるように、たとえまたそれが失敗しても次はこれがあるよというような手助け、また困ったことがあればしっかりと話を聞く、紙ベースではなしに、できましたら1対1で対応をしていただく。なかなか私みたいに気が小さければ、先生の前に立ちますと萎縮してしまって何も言えない子供さんもおられるかも分からない。そのあたりをしっかりと、先ほど教育長が話をされたように、言葉の端々をしっかりと受け止めていただいて、これは大変なことだと思うんですけども、しっかりと教育という立場から子供、子育て、しっかりとまた香芝市にとって大事な部分でありますので、お願いしたいと思います。

それでは、2番目の項目に行きたいと思います。

これも公明新聞の同じ日に記事が載っておりました。これも防災に一つつながるかと思うんですけども、これは、市内の全中学校19校の体育館にスマートロック、電子錠ですね、の設置を順次進めており今年4月から本格運用がスタートすると、登録者へ事前にメールで通知される番号を入力すると施設の鍵が開けられる仕組みで番号は毎回変わる、地域のスポーツ団体などが夜間に体育館を利用する際の鍵の貸し借りがなくなり利便性の向上が期待されると、このほか鍵の紛失防止や災害発生時のスムーズな避難所開設にも有効であるというような記事が載っておりました。

それに対しまして、まず1つ目の質問でございます。平時、平日ですね、における休日に小中学校施設を使用する場合、平時、緊急とか災害時ではなく平時において、休日の場合、鍵の開閉はどのように行っているのかまず教えてください。

**○教育部次長兼子ども家庭部次長** 小中学校の施設の管理は、学校長をはじめとした管理職が行っており、休日に学校施設を使用する場合におきましては、香芝市立学校施設使用条例第3条に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がございます。この手続を経て学校施設を使用することを許可された者につきましては、あらかじめ学校から鍵を受領し、その鍵で解錠及び施錠をしてございます。

以上でございます。

**○上田井良二** ありがとうございます。人がいなければ鍵を開けられないというのが分かりました。

それでは、次は災害時に小中学校を指定避難所として開設する場合の施設の解錠はどのような手順で行われるのか教えてください。

**○危機管理監** お答えさせていただきます。

災害が発生し、被災者が一定期間の生活を送るための指定避難所の開設を行う場合、災害対策本部の組織のうち教育部が担当する避難部避難所班が小中学校等の施設の被害状況の調査を行い、この際に解除することとなっております。その後、災害対策本部長が災害の種類、被害の状況等を特に考慮し、適切な指定避難所を選定し、開設させていただきます。

以上でございます。

**○上田井良二** ありがとうございます。今聞いて僕も初めて知ったんですけど、確かにそう

だなどと思います。何でもかんでもすぐ開けるものではない、しっかりと施設が役に立つのかどうか、危険性がないかどうか、しっかりそのあたりを確認しながら選定して開設するということで、分かりました。

それでは、本部長が判定するという事なんですけども、本部長が避難所を開設するときどのような開設方法を執るのか教えていただけますか。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

本部長は、地震が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の種類、被害の状況等を特に考慮し、適切な指定避難所を設定し開設していくこととなりますが、その際は施設の管理者に対し速やかに連絡を行い、施設の安全性を確認することができた施設から開設となります。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

それでは、管理者とか、職員に連絡するという事なんですけども、その職員、管理者等がひょっとしたら地震等でお亡くなりになったとか、状況として現場へ来られないとかというふうになった場合、職員が困難な場合それはどうされるんでしょうか、そのあたりを教えてください。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

指定避難所に配置するべき人員が不足している場合には、可能な限り調整して対応したいと考えております。また、人員が不足している場合においても、指定避難所の運営に支障を来さないよう、地域ごとの自主防災組織において定期的に指定避難所の運営等に係る防災訓練を依頼するなどの意識の醸成にも努めております。

なお、指定避難所の開設の条件として施設の安全性の確認が前提条件となることから、職員等を派遣することができない理由により指定避難所を開設することができないといった事情が生じないよう、職員等の派遣体制につきましても充実を図っていくものでございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。市民の方からもご相談を一時期受けたこともございます。その方は、私にも相談されたんですけども、その前にも市のほうにもお電話をかけて相談されたと。結局は鍵を誰かが持ってきて開けますということで、お電話して相談されたんですけども、その回答であったと、職員が誰か行きますので大丈夫ですと。その方は、半分怒られて半分笑われていました。そういう者が全員おたらいいけども、すぐできるんだったらいいけども、それができない場合はどうするんだと、そこまで考えるべきではないかというようなご意見もいただきました。その方からのご意見も踏まえまして、最後の今後の課題や検討についてお聞きしたいと思います。

先ほどお話がありました避難部避難所班が鍵を保有しており、小中学校の施設の被害状況調査を行うとのことですが、専門的な調査が必要な場合の調査をどのように行う

のかなど、課題について確認したいんですけども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

災害対策本部の組織のうち、都市創造部を中心とする建設部調査復旧班が被災建物応急危険度判定を実施するものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。先ほどご回答がありました応急危険度判定、これはどのようなものですか、ご説明ください。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

被災建築物応急危険度判定とは、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる二次災害を防止する目的で、地震が発生した後、応急的に被災建築物の被害の程度を調査し、その使用に際しての危険度を判定するものであります。被災建築物応急危険度判定を実施することができる被災建築物応急危険度、被災地宅地危険度判定士としては、奈良県内に在住し、または在勤する者で、応急危険度判定に必要な知識及び技能を有する建築士法第5条第1項に規定する一級建築士、二級建築士または木造建築士の免状を有する者、もしくはそれらと同等の知識及び技能を有する者が登録することになっております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。かなり複雑ではないですかね。

そういう危険判定士が必要であるということなんですけども、その応急危険度判定する人、危険判定士ですね、役所には何人かおられるんでしょうか。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

本市職員では6名、民間登録者では8名でございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。6名と8名で14名、その方がしっかりとご健在であれば、すぐ向かっていただければ避難所の開設はいけるかも分かんないんですけど、すぐ行けるかどうか分からない状況であります。また、実際の災害発生時、その判定する体制、それはどのようになっておるんでしょうか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

被災建築物応急危険度、被災地宅地危険度判定士を中心として、2人1組の判定チームを編成し、調査を実施することとなっております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。先ほども言いましたように、民間の方も含めて14名おられるんですけども、その方が不足であるという場合も考えておられるんでしょうか、そのあたりはどうすんでしょうか。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

被災建築物応急危険度判定士、被災地宅地危険度判定士が不足している場合は、奈良県の支援の要請を行うものでございます。また、平時から都市創造部と連携して職員に奈良県及び

建築関係団体の主催による危険度判定講習会の受講を奨励し、養成に努めるとともに、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の技能の向上を図ることとなっております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。先ほども言いましたようにどれだけまた人数が上がるのか、本部長が選別して開ける、鑑定士が現場に行って、そのときにはもう既に鍵を開けているのかも分からないんですけども、実際にこの災害発生時、避難所の開設については、例えば何日後になるかとかというような目標とか目的、このぐらいには開けなさいよという何か指針的なものはあるんでしょうか、そのあたりを教えてください。

○危機管理監 お答えさせていただきます。

指定避難所の開設は、災害の種類、被害状況等を考慮し、速やかに行うこととしております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。今回こういうスマートロックをつけたらいいんじゃないかなというご提案も含めて、私も聞かせただいて、それはそうだなと、避難所、市民の人が避難してくる場合に次に軽い地震でも来て壊れてしまったら何の意味もない。鑑定士の方がしっかり鑑定していただいたからの避難所の開設、そのあたりを市民の方はどれだけの人が知っておられるか、まだ開いてないやないかというようなトラブル、パニックになるのは必然的でございます。ですから、以前から私が話をさせていただいておりますように、防災訓練等を開催していただいて、こういう避難所は設置しておりますけれども、開所までにはこれだけの項目、やり方が必要なんですということもしっかりとPRをしていただくことがやっぱり大事じゃないかなというふうに思います。それでなくても、訓練をやっている、災害が起きますとパニックは絶対起こるものだと思っております。あれはどうするんだ、これはどうなるんだ、まだまだ香芝市役所のほうへの多大なる依頼が多いかと思しますので、そのあたりもしっかり、説明責任といいますか、災害のための説明をしっかりと今後ともやっていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。